

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月23日提出
【発行者名】	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	フランクリン・テンブルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月7日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、当ファンドの主要投資対象の一つである「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」において運用の指図に関する権限を外部に委託する約款変更の実施に伴い、当該変更に関連する記載事項の一部に所要の訂正を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(1 2) 【その他】

< 訂正前 >

< 主要投資対象の一つである「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」の約款変更（予定）に関するお知らせ >

「フランクリン・テンブルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）の主要投資対象の一つである「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）におきまして、2025年10月24日付にて信託約款の変更を予定しております。

この変更に関し、2025年8月12日現在の受益者（マザーファンドを投資対象とするすべてのベビーファンドの受益者。以下同じ。）の皆様を対象に、信託約款の規定に基づき以下の変更事項について意向を確認する手続きを行うことといたしました。

当ファンドの取得申込みの際は、変更予定の内容をご確認のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

1. 変更の内容及び理由

当ファンドの主要投資対象の一つである「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」は、投資顧問会社であるフランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言を受けて、弊社（日本拠点）において投資判断を行い自社での運用を行ってまいりましたが、迅速かつ柔軟性の高い運用を目指して、フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託することを予定しております。この変更は、フランクリン・アドバイザーズ・インクが有するトレーディング体制等を含む、充実したリソースを活用することがマザーファンドの運用体制の強化につながると判断したことによるものです。

2. 日程及び手続

公告日	2025年8月11日
受益者及び受益権口数の確定	2025年8月12日
異議申立期間	2025年8月12日～2025年9月12日
約款変更の可否決定日	2025年9月16日
異議申立受益者の買取請求期間	2025年9月26日～2025年10月15日
約款変更の適用日（予定）	2025年10月24日

このたびの異議申立ては、2025年8月12日現在の受益者の皆様を対象としており、各ベビーファンドの異議申立てを行った受益者が保有する受益権の口数を、マザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に換算させていただき、その合計が2025年8月12日現在のマザーファンドの受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、2025年10月24日付で約款変更を行います。

異議申立てを行った受益者の保有する受益権の合計口数が、2025年8月12日現在のマザーファンドの受益権の総口数の2分の1を超えた場合、約款変更はいたしません。

異議申立ての結果は、2025年9月16日以降、弊社のホームページ等にてお知らせいたします。

なお、2025年8月8日以降のお申込みにより取得された受益権は当該手続きの対象とはなりませんので、ご注意ください。

< 訂正後 >

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

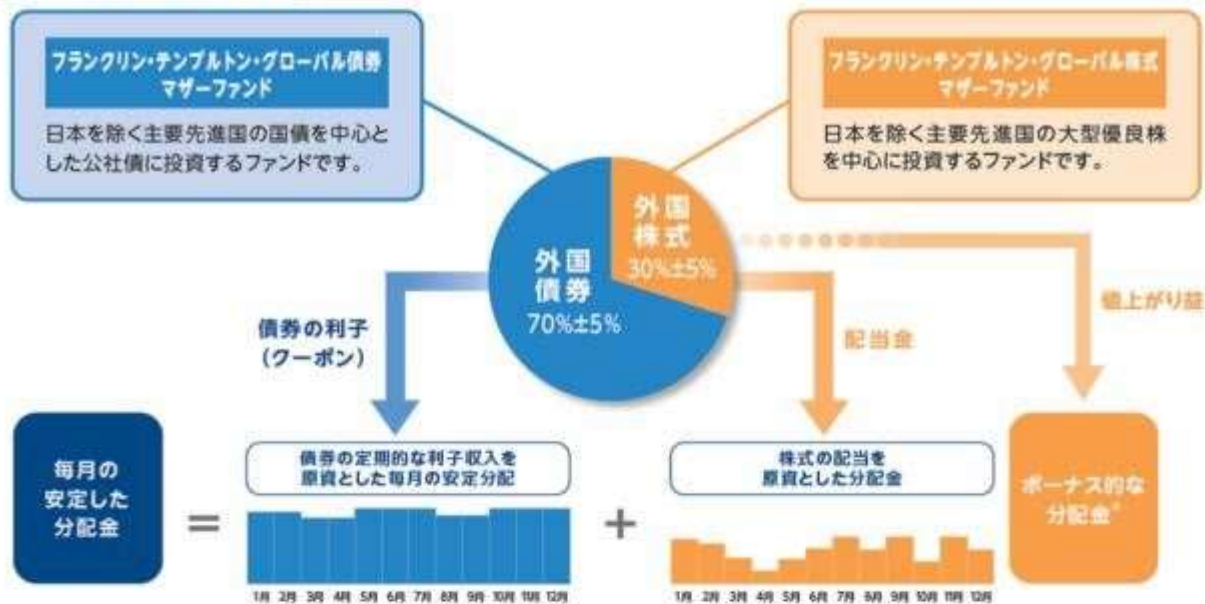
（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

ファンドの特色



ファンドの仕組みと運用



※「ボーナス的な分配金」とは、毎月の利子収入や配当収入等に加えて株式の値上がり益等を上乗せして分配することを指します。株式の値上がり益を確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等により基準価額が下落した場合等、この上乗せ分配を行わないことがあります。また、毎月の分配においても、分配対象額が少額等の場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

(注) 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

フランクリン・テンプレートン・グローバル債券マザーファンド

- 日本を除くOECD加盟国およびA-／A3以上の政府債務格付を有する国の通貨建ての確定利付証券を中心に分散投資を行います。投資対象証券は、原則として、OECD加盟国に属する企業または金融機関が発行するものはBBB-／Baa3、OECD加盟国以外に属する企業または金融機関が発行するものはA-／A3の最低格付を有するものとします。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）^{*1}をベンチマークとします。ポートフォリオのデュレーション（金利感応度）は、ベンチマークに対して±3年の範囲内で変動させることを原則とします。
- 米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含む。）および外国為替の運用にあたっては、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（英国）に運用の指図に関する権限を委託します。
米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含む。）の運用にあたっては、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（米国）に運用の指図に関する権限を委託します。

フランクリン・テンプレートン・グローバル株式マザーファンド

- 主として、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス^{*2}（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。
- フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

*1 FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

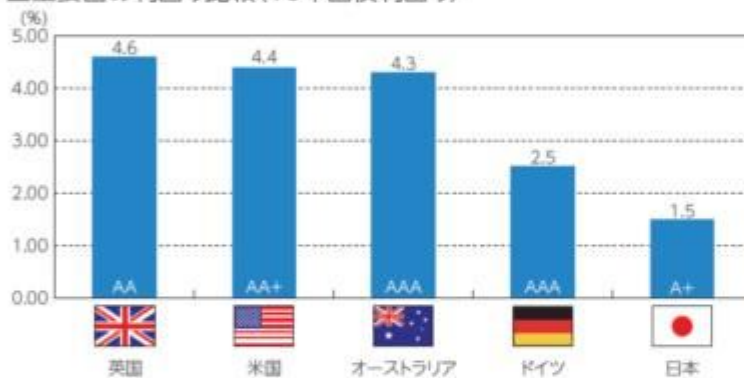
*2 MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

投資先は 主要先進国を中心とした 債券・株式

どんな債券に
投資しているの？

日本を除く主要先進国の
国債を中心とした公社債に分散投資します。

■主要国の利回り比較(10年国債利回り)



(出所)

ブルームバーグ

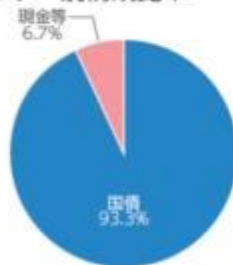
*利回りは10年国債利回り

2025年5月末時点

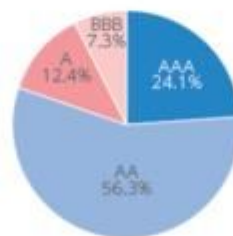
*格付はS&Pによる自国通貨建て長期債

2025年6月17日時点

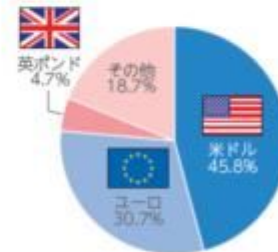
■セクター別構成比率



■格付別構成比率



■通貨別構成比率



*2025年5月末時点のフランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンドの構成比率

*格付別構成比率は投資有価証券を対象として算出・作成しており、キャッシュ部分は含まれておりません。

*格付別構成比率はS&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのうち最上位の格付で算出・作成しています。

*構成比率は小数点以下第2位四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

シンプルだからわかりやすい。
先進国の公社債・大型優良株に
分散投資します。

どんな株式に
投資しているの？

世界で活躍している信頼性の高い
企業の株式が数多く含まれています。

アップル(米)

iPhone、iPadなどの

製品が世界で人気



アマゾン・ドット・コム(米)

電子商取引サイト運営会社



メタ・プラットフォームズ(米)

ソーシャルテクノロジー会社



マイクロソフト(米)

ソフトウェア製品の
開発・製造



コストコホールセール(米)

会員制の

倉庫型量販店チェーンを運営



バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(米)

金融サービス大手

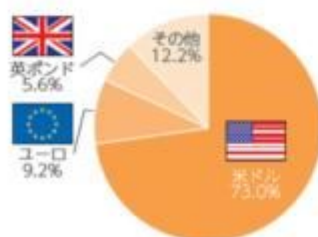


*2025年5月末時点のフランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンドの組入れ銘柄

*上記は、マザーファンドに組入れられている外国株式の銘柄をご紹介する目的としてのみ作成されており、委託会社が売買を推奨するものではありません。また、当マザーファンドにおいて今後も上記銘柄を組み入れることを保証するものではありません。

*イラストはすべてイメージです。

■通貨別構成比率



*2025年5月末時点のフランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンドの構成比率

*構成比率は小数点以下第2位四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ファンドの投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以内とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引を行うことができます。

分配方針

毎決算時(毎月8日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下「配当等収益」といいます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。また、各計算期間において外国株式にかかる売買益が生じたときには、配当等収益に加えて、分配対象額の範囲内で外国株式にかかる売買益等からも分配を行う場合があります。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

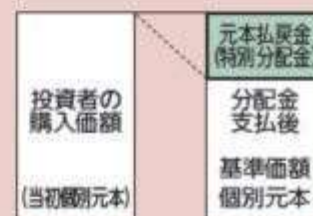
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2003年12月8日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006年1月1日

・ファンドの名称を「シティ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「LM・グローバル・プラス

- （毎月分配型）」に変更
- ・マザーファンドの名称を「グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」から「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」、「シティグループ・グローバル株式マザーファンド」から「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」に変更

2006年6月30日

- ・投資顧問会社を「レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（現ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）に変更
- ・マザーファンドの名称を「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」から「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」に変更

2022年8月10日

- ・ファンドの名称を「ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「フランクリン・テンブルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）」に変更
- ・マザーファンドの名称を「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」から「フランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンド」、「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」から「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」に変更

< 訂正後 >

2003年12月8日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006年1月1日

- ・ファンドの名称を「シティ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）」に変更
- ・マザーファンドの名称を「グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」から「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」、「シティグループ・グローバル株式マザーファンド」から「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」に変更

2006年6月30日

- ・投資顧問会社を「レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（現ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）に変更
- ・マザーファンドの名称を「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド（ＳＤＯ）」から「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」に変更

2022年8月10日

- ・ファンドの名称を「ＬＭ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「フランクリン・テンブルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）」に変更
- ・マザーファンドの名称を「ＬＭ・グローバル債券マザーファンド」から「フランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンド」、「ＬＭ・グローバル株式マザーファンド」から「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」に変更

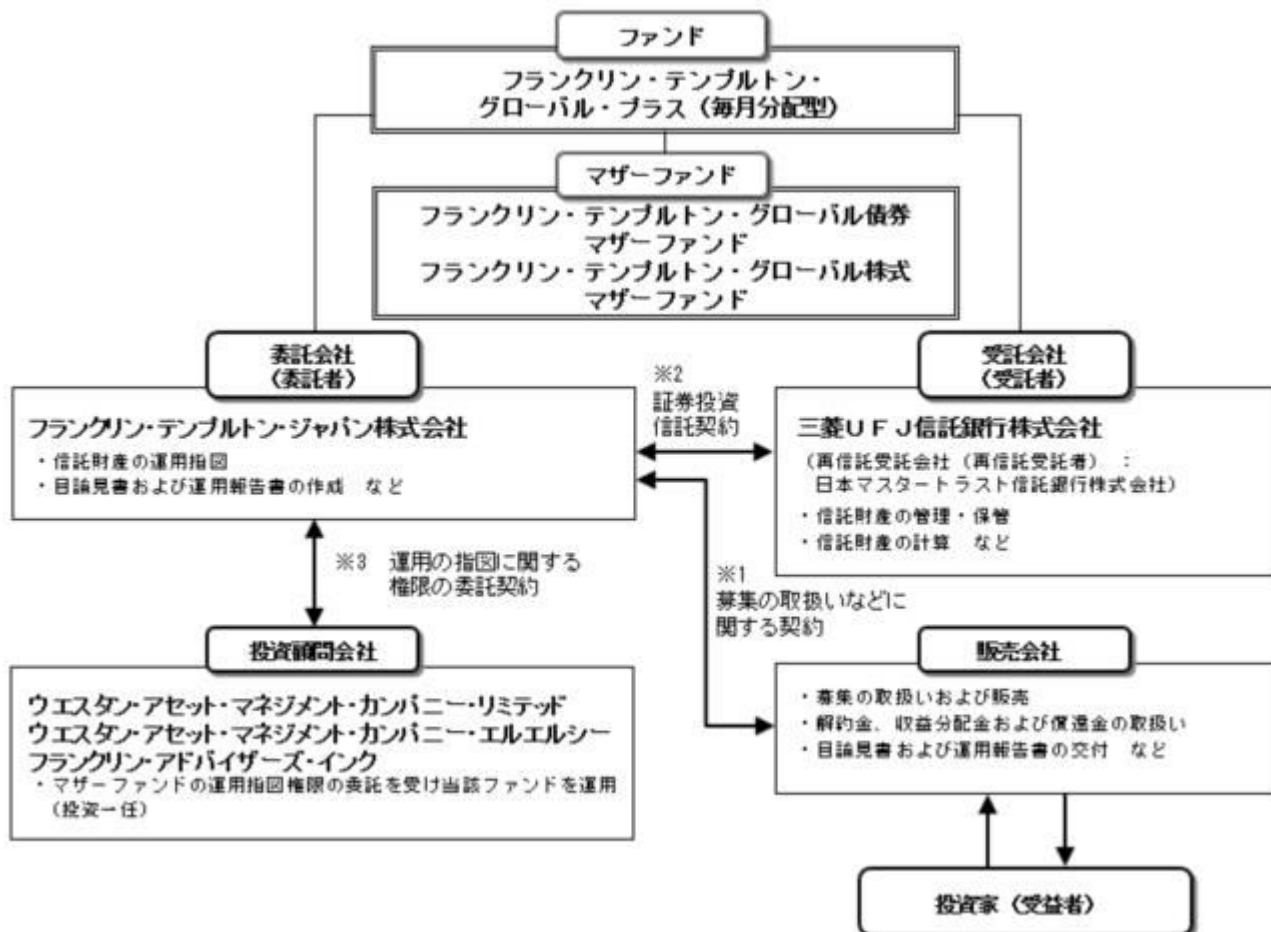
2025年10月24日

- ・ファンドの主要投資対象である「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」について、運用指図に関する権限をフランクリン・アドバイザーズ・インクへの委託に変更

（３）【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

2【投資方針】

（２）【投資対象】

< 更新後 >

< フランクリン・テンプレトン・グローバル・プラス（毎月分配型） >

フランクリン・テンプレトン・グローバル債券マザーファンド及びフランクリン・テンプレトン・グローバル株式マザーファンドの各受益証券（以下、総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第26条、第27条及び第28条に定めるものに限りま。

ハ）金銭債権

ニ）約束手形

- 2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるフランクリン・テンプレトン・グローバル債券マザーファンド及びフランクリン・テンプレトン・グローバル株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）の各受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証書

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書並びに12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち、2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記の1)の口)から2)までに掲げる特定資産及び上記の2)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

<フランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンド>

日本を除く適格国通貨建ての確定利付証券(モーゲージ証券および資産担保証券を含む)を主要投資対象とします。「適格国」とは、OECD加盟諸国および非加盟国のうちA-またはA3以上の政府債務格付けを有する国をいいます。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。))
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限りま。))に係る権利
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者(投資顧問会社を含みます。))は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 5) 転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限りま。))の行使により取得した株券
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から6)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 8) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 10) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。))
 - 11) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、5)の証券または証書および7)の証券または証書のうち5)の証券または証書の性質を有する

ものを以下「株式」といい、１）から４）までの証券および７）の証券のうち１）から４）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記の１）の口）から二）までに掲げる特定資産および上記の２）に掲げる資産により運用することの指図ができます。

<フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド>

主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ）有価証券
 - ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、約款第18条、第19条及び第20条に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ）金銭債権
 - ニ）約束手形
- ２）次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １）株券または新株引受権証書
 - ２）国債証券
 - ３）地方債証券
 - ４）特別の法律により法人の発行する債券
 - ５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
 - ７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
 - ８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
 - ９）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
 - 10）コマーシャル・ペーパー
 - 11）外国法人に対する権利で10）の権利の性質を有するもの
 - 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 - 20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
- なお、１）の証券または証書、12）及び17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券並びに12）及び17）の証券または証書のうち、２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）及び14）の証券を以下「投資信託証券」といいます。
上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記の１）の口）から二）までに掲げる特定資産及び上記の２）に掲げる資産により運用することの指図ができます。

<更新後>

投資対象とするマザーファンドの概要

<フランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る収益を目指して運用を行ないます。ただし、この目標収益の達成を約束するものではありません。
主な投資対象	日本を除く適格国通貨建ての確定利付証券（モーゲージ証券および資産担保証券を含む）を主要投資対象とします。「適格国」とは、OECD加盟諸国および非加盟国のうちA - またはA 3以上の政府債務格付けを有する国をいいます。

投資態度	「適格国」通貨建ての確定利付証券（モーゲージ証券および資産担保証券を含む）を中心に分散投資を行ないます。投資対象証券は、原則として、OECD加盟国に属する企業または金融機関が発行するものはBBB-/Baa3、OECD加盟国以外に属する企業または金融機関が発行するものはA-/A3の最低格付けを有するものとします。（短期金融商品については、A1/P1の格付けを有することを最低条件とします。）本邦に属する者を発行者とし、または円建てで発行される確定利付証券には投資しません。 ベンチマークはFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とします。ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマークに比しプラス・マイナス3年の範囲内で変動させることを原則とします。ベンチマークに対するトラッキングエラー・ターゲットは2%、超過収益目標は1%とします。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行なうことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。 外貨建資産に対する投資比率には制限を設けません。外貨建資産については為替ヘッジ（対円）は行ないません。 国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。 運用の指図に関する権限のうち、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）および外国為替の運用の指図に関する権限をウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに委託します。
主な投資制限	株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使した場合に限ることを原則とします。 外貨建資産への投資割合には、特に制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

主な投資対象	主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式を主要投資対象とします。
投資態度	主として、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。 MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。 ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。 ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。 フランクリン・アドバイザーズ・インクに、運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

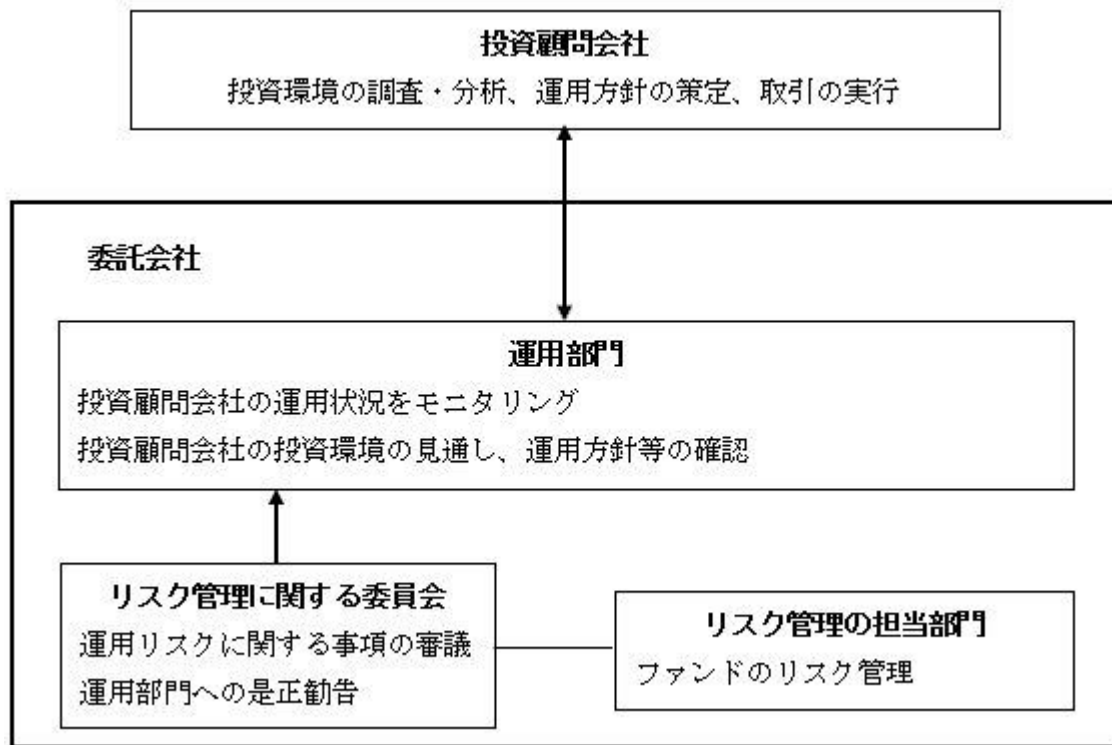
（３）【運用体制】

＜更新後＞

■ファンドの運用体制

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。（マザーファンドの組入比率調整に係る運用指図は委託会社が行います。）

「フランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンド」の運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。また、「フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンド」の運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたフランクリン・アドバイザーズ・インクが行います。



運用部門は3名、リスク管理の担当部門は3名で構成されています。

■ 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。

運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

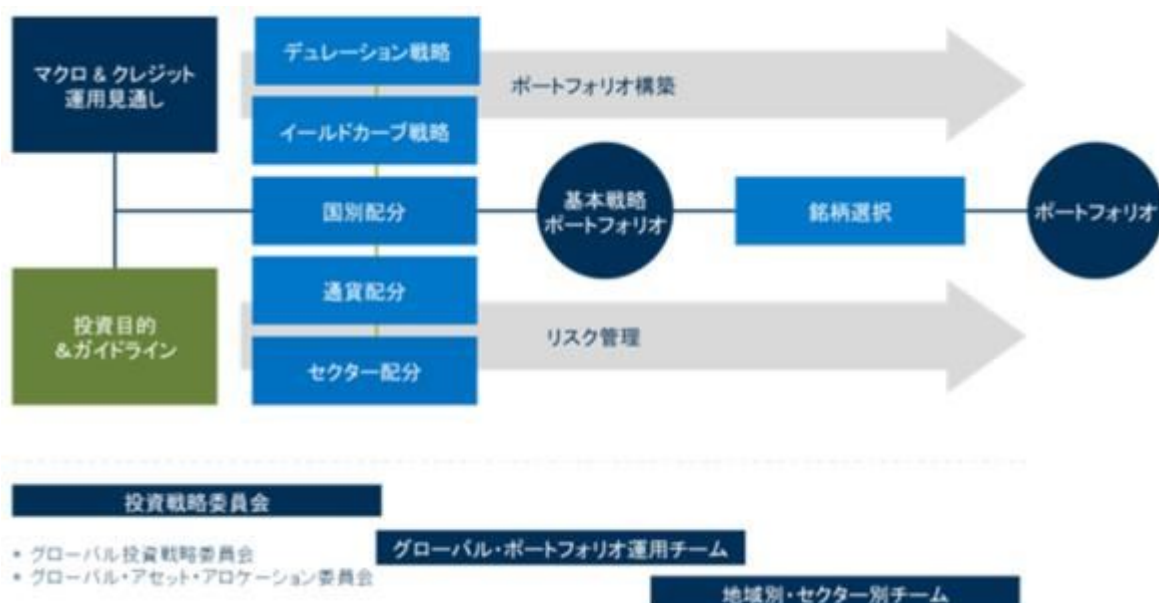
ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

■ 投資顧問会社の運用プロセス

<ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド>

<ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー>

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

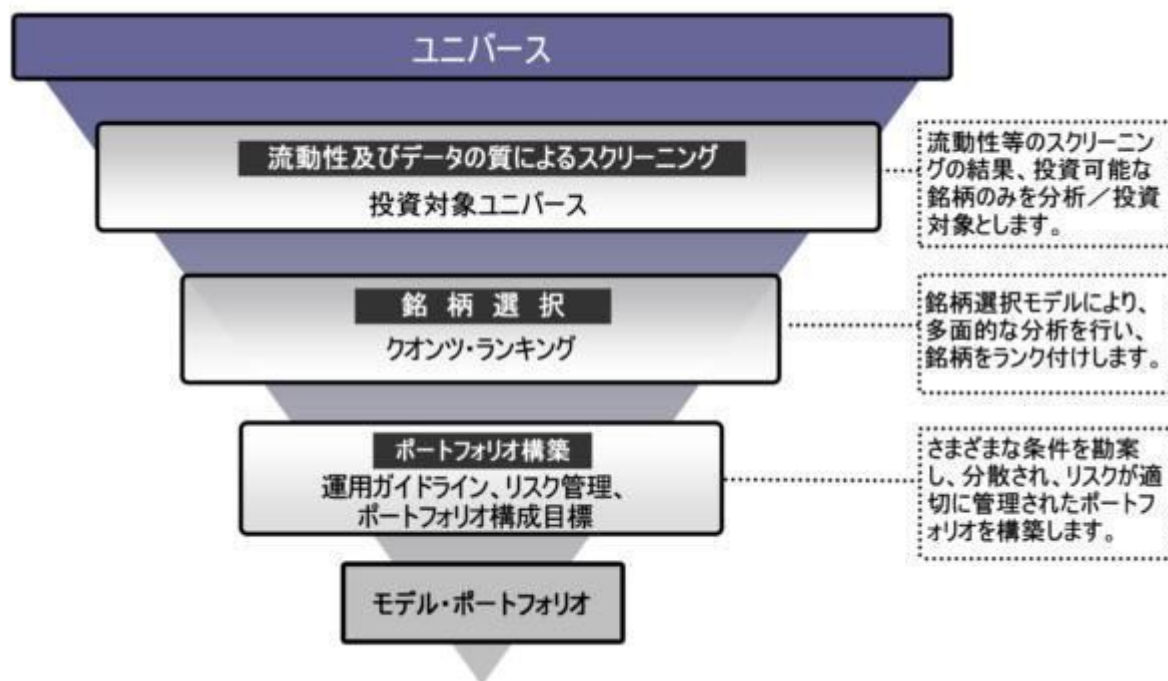


ウエスタン・アセットの概要

本部：米国カリフォルニア州バサデナ、1971年設立
アクティブ運用に特化。チーム体制を採用し、セクターを重視する運用

<フランクリン・アドバイザーズ・インク>

ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



フランクリン・アドバイザーズ・インクの概要

- ・米国カリフォルニア州サンマテオを拠点として、世界中の幅広い投資家にソリューションを提供
- ・米国株式、グローバル株式を対象とした運用戦略の他、セクター戦略、マルチ・アセット戦略を提供

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

上記体制および運用プロセスは2025年10月24日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.32%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.20%	0.57%	0.56%	0.07%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算等

販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期末または信託終了のときに支払われます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（5）【その他】

< 更新後 >

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができ

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(3) 投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

・資本金の額

非公開

・事業の内容

英国において資産運用業務等を行っています。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

・資本金の額

非公開

・事業の内容

米国において資産運用業務等を行っています。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

・資本金の額

非公開

・事業の内容

米国において資産運用業務等を行っています。

2【関係業務の概要】

<更新後>

(3) 投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

・委託会社から、フランクリン・テンブルトン・グローバル債券マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

・委託会社から、フランクリン・テンブルトン・グローバル株式マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。